

助産師の積極的活用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月二十九日

加藤 修 一

参議院議長 西岡 武夫殿

助産師の積極的活用に関する質問主意書

産科医不足が問題となつてゐる現状において、助産師の活用が必要とされている。そのため、助産師が本来の機能を發揮して、主体的にやりがいをもつて働き続けることができるような体制作りが求められている。そこで、以下のとおり質問する。

一 助産師登録者の未就業の現状について

厚生労働省によれば、平成二十年末の助産師登録者数は十二万三千二百四十一人である。これに対し、平成二十年末の就業助産師数は常勤換算で二万五千五百四十五人である。助産師登録者数の約二十一％しか就業していない現状に対する政府の見解を問う。

二 助産師登録者と看護師登録者の就業率の違いについて

看護師は登録者に対し約五十五％が就業している。こうした就業率の違いの理由について政府はどう認識しているか。

三 助産師有資格者の復職支援対策について

潜在的な助産師有資格者についての調査を早急に行い、就業していない理由を明らかにし、復職支援の

対策を講ずるべきと考えるが、政府の見解を問う。

四 助産師の活用に関する予算額について

自公政権下においては、平成二十年度予算で、「産科を有する病院・診療所における「院内助産所」等の設置を支援する事業の創設」として一・六億円を計上し、平成二十一年度予算で、「助産師の正常なお産の進行管理等の技術を向上させる研修の実施や院内助産所・助産師外来開設の促進」等のために六・四億円を計上するなど、助産師の活用を図ってきた。

政権交代後の平成二十二年度予算、平成二十三年度予算概算要求における助産師関連予算の額を明示されたい。

五 助産師関連予算の予算PR版資料への掲載について

平成二十二年度予算及び平成二十三年度予算概算要求に助産師関連予算が計上されているのであれば、予算のPR版資料に記載すべきと考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。